

15. 府営住宅の特定目的優先入居、住宅改修費助成等の制度

| 制 度 | 内 容 | 問い合わせ先 |
|------------------------------|---|--|
| 府営住宅への特定目的優先入居 | <p>府営住宅の入居基準を満たす方は、特に住宅に困窮する者として、特定目的での優先入居(戸数枠あり)の申請ができる制度があります。</p> <p><対象> 1級～4級の身体障害者、中・重度の知的障害者、1級～3級の精神障害者及び戦傷病者手帳(恩給法にいう第1款症以上)を有する者が属する世帯</p> | <p>保健所福祉課 (71頁参照)</p> <p>府障害者支援課 TEL 075-414-4599</p> |
| 身体障害者・高齢者向け府営住宅改善事業 | <p>障害者、高齢者が居住する府営住宅において、身体障害者等の日常生活をより容易にするため、身体の状態に応じた住宅設備等への改善工事を行っています。(毎年6月頃に希望を聴取)</p> <p>また、特定目的による優先募集の入居時にも、希望があった場合、合わせて改善工事を行っています。</p> <p><改善工事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・玄関、浴室、便所への手摺の設置 ・和風便器を洋風便器へ取替 ・段差解消 ・玄関ノブをレバー式に取替 ・回転灯の設置 | <p>■京都府営住宅管理センター 京都地域(京都市西京区を除く) TEL 075-354-1090</p> <p>■乙訓・南丹府営住宅管理センター 乙訓・南丹地域(京都市西京区を含む) TEL 075-382-1091</p> <p>■山城府営住宅管理センター 山城地域 TEL 0774-39-5912※ ※令和8年4月以降</p> <p>■中丹・丹後府営住宅管理センター 中丹・丹後地域 TEL 0773-42-1021</p> |
| エレベーター設置棟又は低層階(1階又は2階)への住み替え | <p>加齢・病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受けることとなったことにより、エレベーター設置棟又は低層階(1階又は2階)の府営住宅等に移転を希望する方について、特定入居による住み替えを行っています。</p> | <p>■京都府営住宅管理センター 京都地域(京都市西京区を除く) TEL 075-354-1090</p> <p>■乙訓・南丹府営住宅管理センター 乙訓・南丹地域(京都市西京区を含む) TEL 075-382-1091</p> <p>■山城府営住宅管理センター 山城地域 TEL 0774-39-5912※ ※令和8年4月以降</p> <p>■中丹・丹後府営住宅管理センター 中丹・丹後地域 TEL 0773-42-1021</p> |
| 住宅改修費給付事業「日常生活用具給付事業」 | <p><対象工事></p> <ul style="list-style-type: none"> ・手すりの取り付け ・段差の解消 ・滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取り替え ・洋式便所等への便器の取り替え ・その他上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅の改修 <p><対象者> 下肢、体幹又は運動機能障害(乳幼児期以前の病変によるもの)のある身体障害者手帳1・2・3級の者(児)</p> | <p>市福祉事務所 町村役場 (71頁参照)</p> <p>※市町村によって要件が異なりますので、各申請窓口へお問い合わせください。</p> |